

きんかんだより



マスコットキャラクターのきんかん君

金沢法務少年支援センター（金沢少年鑑別所）では、学校の先生方や地域の皆様からの御相談をお待ちしています。

例えば、「児童・生徒たちがスマートフォンやオンラインゲームにのめり込んで、生活が乱れていることが気になる。」、「異性の体に触るなどのわいせつ行為を繰り返している。」、「万引きや他の児童・生徒に対する暴力行為がおさまらない。」などの問題行動に対してアセスメント（客観的に評価し、分析をすること）を行い、必要に応じて「心理検査」、「面接・助言」、「ケース検討会への参加」、「講演」などをさせていただいています。

問題行動に苦しんでいるのは、児童・生徒さん本人でもあります。学校の先生方や地域の皆様とともに同じ「支援者」として児童・生徒さんの「困りごと」を一緒に解決していきましょう。

※上記の相談例は、実際に当所に寄せられた事例を一部変更して例示してあります。



相談者

金沢法務少年支援センターって「少年鑑別所」なんですよね。もし、そういうところに相談したら話が大きくなって、ちょっと大変なんじゃないかしら??

御相談いただくときは、「金沢法務少年支援センター」の名称でご相談いただけますし、少年鑑別所や少年院での勤務経験のある法務技官、法務教官は非行・問題行動に対してのプロですのでご安心ください。



職員



相談者

児童・生徒のためとは思いますが私たちの指導力不足が原因なのではないかと思ってしまって上司にも言えず、なかなか相談しにくいところもありまして・・・。

早期の相談、アセスメントを受けることで指導方針や指導方法の見直しができますし、何よりも児童・生徒さんのためになるのではないのでしょうか。そして早期にご相談いただくことで相談者、支援者方のバーンアウト（疲弊）を防げますし、何より困りごとを抱えた児童・生徒さんの「受傷感」の軽減につながりますよ。



職員

きんかんだより

令和4年12月、文部科学省において「生徒指導提要」が改訂されました。その生徒指導提要「第3章 チーム学校による生徒指導体制」内「学校・家庭・関係機関等との連携・協働」の節には、

「法務少年支援センター（少年鑑別所）」に関する記載が新たに盛り込まれました。

そして、学校内でのいじめや問題行動など生徒指導上の課題への対応に当たり、学校が協力を求めることができることなどが新たに盛り込まれています。

「② 法務少年支援センター

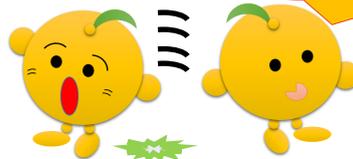
困難な課題への対応という点では、法務省が県庁所在地などの全国52か所に設置している法務少年支援センターの協力を求めることも考えられます。法務少年支援センターは、少年矯正施設である少年鑑別所のリソースを活用して、学校関係者をはじめ、関係機関や一般の人々からの依頼に応じて、児童生徒の心理や性格面のアセスメント等を行っています。その支援の範囲は広く、非行や犯罪行為のみならず、保護者との関係、学校・職場などでのトラブル、交友関係などについても支援をしており、心理検査、問題行動の分析や指導方法等の提案、子供や保護者に対する心理相談、問題行動の背景にある考え方や行動の癖、偏りなどに目を向けたり、より良い対処方法を学んだりすることを促す教育、法教育に関する出張授業なども行っています。法務少年支援センターは、要保護児童対策地域協議会などの地域の関係機関等とのネットワークに参画していますので、学校内でのいじめや問題行動など生徒指導上の課題への対応に当たり、多機関連携の下で助言を得たり、役割分担をして支援を行ったりすることができます。」

（「学校指導提要（改訂版）」の「第3章チーム学校による生徒指導体制」から一部引用抜粋。）

まずは、下記の連絡先までお電話
いただいて受付していただくこと
になります。

では、生徒や保護者の方々のためにも相
談してみようかな。

学校関係の方からの相談も
多いんですよ。お待ちして
います。



金沢法務少年支援センター

〒920-0942

金沢市小立野5-2-14

電話:076-222-4542(平日9:00~17:00)

 法務省矯正局Twitterもご覧ください